

2019 年はキャッシュレス元年ともいわれ、2020 年 6 月末までポイント還元キャンペーンが実施された。その後もマイナポイント、COVID-19 下で GOTO トラベル、GOTO イート等キャッシュレス推進と連動した経済対策が実施されている。キャッシュレス化が障害者や高齢者を取り残すことさないことが必要である。アクセシビリティに関する事業者等の対応の現状を把握し、今後の対応について検討を行う。

問題の所在

キャッシュレス化推進の過程で障害者への配慮が十分か、アクセシビリティの概念とは、デジタルデバイドをどのように埋めるのか、について十分な検討はされてきたであろうか。

関連する法令

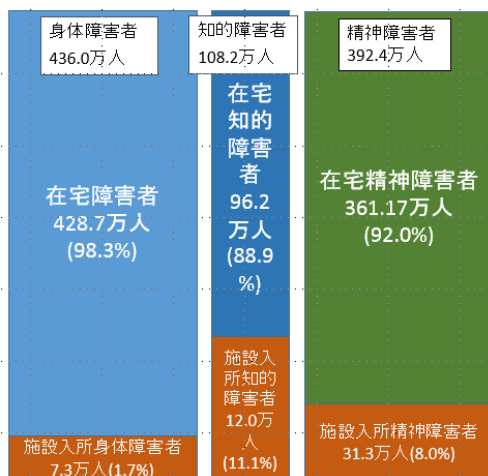
「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が挙げられる。さらに障害の特性に応じた消費者問題を考える上で「消費者教育の推進に関する法律」も挙げられる。

障害の概念

障害者基本法第 2 条 1 項は、障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定める。障害を多様な社会的障壁との関係でとらえる社会的モデルの考え方に基づく。[1]

障害者の類型・障害者数

障害の類型と障害者数に関しては網羅的な統計がない。



H26-28 厚生労働省資料、障がいの理解 8頁

【表 障害者の類型と数】

主なものが厚生労働省「平成 28 年 生活のしづらさ

などに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」（平成 30 年 4 月 9 日）である

アクセシビリティ

2008 年 12 月 11 日 W3C 勧告 国際的ガイドライン Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0 により、ウェブコンテンツをよりアクセシブルにするための広範囲に及ぶ推奨事項が定められている。国内では、総務省は 2005 年電気通信機器等のアクセシビリティガイドライン策定し、2016 年に改訂した官公庁等の WEB ページについてアクセシビリティに対応するように求めている。[3]ウェブコンテンツアクセシビリティガイドラインは日本産業規格(JISX8341-3)として公開されている。

金融庁による調査

金融庁は 2019 年に障害者等に配慮した取組みに関するアンケート調査を行い、2020 年に「保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について」を公表している。

金融機関、キャッシュレス事業者の対応状況

主要 5 銀行の WEB ページではアクセシビリティに積極的な対応は進んでいないようである。キャッシュレス事業者も同様である。

スマートフォン、OS による対応

グーグルは Android のユーザー補助機能として、スクリーンリーダー(TalkBack)、Chrome のユーザー補助機能、アップルは IOS のユーザー補助機能として、視覚のための機能(VoiceOver)、聴覚のための機能、マイクロソフトは Windows 「ナレーター」機能、等を提供している。

まとめ

インクルーシブデザイン[4]、社会につながる権利の考慮が望まれる。スマートフォン、OS に解決を依存し過ぎない対応の検討が必要である。

参考文献等

[1]介護福祉士養成講座編集委員会『最新介護福祉士養成講座 14 障害の理解』（中央法規 2019 年）3 頁

[2] https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa_h28.html

[3] https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free02.html

[4] オードリー・タン『デジタルと AI の未来を語る』（プレジデント社 2020 年）60 頁